

第 4 期 第 3 回

福岡市市民公益活動推進審議会 会議次第

日時：平成25年8月27日（火） 15時～17時

場所：福岡市役所 15階 1504会議室

1 開 会

2 審議等

【報告】

「NPO・ボランティア交流センター指定管理者募集について」

【審議】

「NPO・ボランティア交流センター利用のあり方について」

3 閉 会

配布資料

【報告資料】

- ・ NPO・ボランティア交流センター指定管理者募集要項 (資料1)
- ・ NPO・ボランティア交流センター指定管理業務の基準 (資料2)

【審議資料】

- ・ 現状・課題・取り組みの方向性 (資料3)

【参考資料】

- ・ NPO・ボランティア交流センター（あすみん）利用状況 (資料4)
- ・ ボランティア・NPOセンター基本計画（平成14年2月策定） (資料5)
- ・ 市民公益活動の推進に係る施策基本方針（抜粋） (資料6)
- ・ 福岡市NPO・ボランティア交流センター条例 (資料7)

【要綱等】

- ・ 福岡市市民公益活動推進審議会委員名簿 (資料8)
- ・ 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱 (資料9)
- ・ 福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱 (資料10)

福岡市NPO・ボランティア交流センター
指定管理者募集要項

平成25年7月
福岡市市民局

<< 目 次 >>

はじめに	1
1 福岡市NPO・ボランティア交流センターの役割	1
2 公募の概要	1
(1) 施設名称	
(2) 指定期間	
(3) 主催者	
(4) 公募及び選定の方式	
(5) 選定委員会の設置	
(6) 選定結果等の通知及び公表	
(7) 選定された指定管理者の候補者との協議	
(8) 協定の締結	
(9) 問合せ先	
3 管理・運営対象施設の概要	2
(1) 施設の概要	
(2) 施設の特徴	
(3) 活動実績等	
4 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は別添「業務の基準」を参照）	3
(1) 施設の管理運営に関する業務	
(2) 市民公益活動の支援に関する業務	
(3) その他の業務	
5 経理に関する事項	4
(1) 経費の支払い	
(2) 管理口座	
(3) 本市が支払う経費に含まれるもの	
(4) 収入として見込まれるもの	
(5) 管理に関し本市が負担する金額の上限	
(6) 修繕費の取扱い	
(7) 物品の貸与	
(8) 費用及び危険負担の範囲	
6 指定管理者の公募に関する事項	5
(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール	
(2) 指定管理者の公募手続き	
7 応募に関する事項	7
(1) 応募者	
(2) 応募者の制限	
(3) 応募書類	
(4) 留意事項	

8	審査及び選定に関する事項	12
	(1) 審査方法	
	(2) 審査基準	
	(3) 選定委員会	
9	協定に関する事項	12
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 基本協定	
	(3) 実施協定	
10	実績評価に関する事項	13
	(1) 事業報告書の提出	
	(2) モニタリングの実施	
	(3) 実績評価の実施	
	(4) 業務の実績を満たしていない場合の措置	
11	その他	14
	(1) 関係法規の遵守	
	(2) 引継業務	
	(3) 監査	
	(4) その他	

- <別紙1> リスク分担表
<別紙2> 審査における評価項目

はじめに

福岡市では、福岡市NPO・ボランティア交流センター条例（平成14年福岡市条例第45号）に基づき平成14年10月設置した、福岡市NPO・ボランティア交流センター（以下「センター」という。）について、平成18年4月1日から指定管理者による管理運営制度を導入しており、今回、指定期間の更新にあたり、センターの管理運営を行う指定管理者を募集します。

今回の募集においては、現在、センターを設置している青年センターが平成27年度中に廃止される予定であることから、指定管理の期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間とします。

センターの指定管理者の指定にあたっては、広く事業者を公募し、NPO・ボランティア活動をはじめとする市民公益活動の支援について創意工夫のある提案を募集します。

1 福岡市NPO・ボランティア交流センターの役割

センターは、「NPOやボランティアなどによる市民公益活動に関する情報及び交流の場を提供することにより、市民の自主的かつ自発的な活動の促進を図り、もって市民主体のまちづくりの実現に寄与する（福岡市NPO・ボランティア交流センター条例第1条）」ことを目的に、平成14年10月に開館しました。

NPO・ボランティア活動は、複雑多様化する市民ニーズに応えるものとして期待されるとともに、年々、活動が活発になってきています。そのような状況の中、これらの活動を支援するため、様々な事業や施設の提供等を通じて、市民公益活動が行いやすい環境づくりを進めていくことが求められています。

今後、センターには、市民公益活動の核となる交流拠点としてさらに充実した支援を行っていくため、現行の機能に加え、団体の運営能力の強化にかかる支援や、地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション機能を強化していくとともに、若者の公益活動への参加の拡大を強化していく役割を担っていただきたいと思います。

2 公募の概要

(1) 施設名称

福岡市NPO・ボランティア交流センター（愛称：「あすみん」）

(2) 指定期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで（2年間）

(3) 主催者

市民局長 四宮 祐司

(4) 公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定は、公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(5) 選定委員会の設置

「福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者の選定等の手続に関する要綱」に基づき「福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、審査基準に基づいて提案書類の審査を行います。

(6) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、指定管理者の候補者として選定後、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。

(7) 選定された指定管理者の候補者との協議

市は、選定された指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。候補者との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の候補者と順次協議を行います。

(8) 協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、市と協定を締結します。

(9) 問合せ先 [事務局]

福岡市役所 市民局 コミュニティ推進部 市民公益活動推進課（本庁舎7階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

電話 092-711-4283 Fax 092-733-5768

E-mail: koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

3 管理・運営対象施設の概要

(1) 施設の概要

ア 所在地	福岡市中央区大名2丁目6-46
イ 施設規模	鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階建の5階部分
ウ 施設面積	延床面積 1,719㎡（うちセンター専有面積 380.46㎡） セミナールーム（45席），打ち合わせコーナー（10テーブル 46席）， たたみスペース（11畳），ワーキングコーナー ※1階ロビー約120㎡は、青年センターとの共用施設です
エ 開館日	平成14年10月6日（※青年センター開館 昭和43年10月）
オ 開館時間	平日（月から土） 午前10時から午後10時まで 日祝祭日 午前10時から午後6時まで
カ 休館日	毎月第4水曜日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(2) 施設の特徴

センターは、市民公益活動を行っている方であれば、どなたでも利用することができます。立地が天神都心部に非常に近く、開館時間も10時から22時と長いため、夜間も活発に利用され、一日平均100名程度の利用があります。専用の駐車場はありません。

施設の利用は登録制としておりますが、セミナールーム以外の施設は予約なしで利用することができます。また、施設の利用は無料です。ワーキングコーナーでは、コピー機、印刷機、紙折り機等、パソコンなど事務機器を整備しています。

(3) 活動実績等（平成24年度）

- ア 開館日数 347日間
- イ 年間利用者数 34,158人
- ウ 登録数 団体登録 782団体 個人登録 1,077人
- エ セミナールーム年間利用者 879団体 12,306人

※詳細は別添「平成24年度 事業報告書」を参照。

4 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は別添「業務の基準」を参照。）

(1) 施設の管理運営に関する業務

- ア 施設運営体制の整備
- イ 保守管理、環境維持管理、安全管理に関する業務
- ウ 備品・消耗品等の管理業務
- エ 光熱水費の支払いに関する業務
- オ 状況に応じて施設の移転に関する業務

(2) 市民公益活動の支援に関する業務

- ア 市民公益活動の促進のためのセンター施設の提供
- イ 市民公益活動に関する情報の収集及び発信
- ウ 市民公益活動に関する相談対応
- エ 市民公益活動を推進する交流連携
- オ 市民公益活動に関する調査及び研究
- カ 市民公益活動に関する研修及び講座の実施・支援
- キ その他

(3) その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成

- ウ 自己評価の実施
- エ 指定期間終了にあたっての引継業務
- オ クレーム対応業務
- カ その他日常業務の調整

5 経理に関する事項

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。なお、支払い時期や方法は協定にて定めます。

(2) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(3) 本市が支払う経費に含まれるもの

- ア 人件費
- イ 事務費
- ウ 管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費（共用部分管理費を含む））
- エ 事業費

(4) 収入として見込まれるもの

センター施設は無料施設ですので、利用料金収入はありません。

※事務機器の一部（印刷機、コピー機等）については、市と協議の上、インク代などの実費を利用者から徴収することができます。

(5) 管理に関し、本市が負担する金額の上限

平成26年度・・・28,730千円（注1）

（保守管理費2,091千円を含む（注2））

（注1）金額については、議会の議決により変動する場合があります。また、翌年度以降の金額については、毎年度協議を行います。

（注2）上記ウの管理費のうち保守管理費は、青年センターが一括契約するため、毎年変動します。

保守管理費については平成25年度の予算額を計上していますので、管理費の変動に伴い全体の上限額が変動することもあります。

(6) 修繕費の取扱い

修繕費は、委託料の中で予算額を300千円（1年間）と定め、年度終了後に実績を報告していただいて精算を行います。

(7) 物品の貸与

センターにある本市所有の備品は、無償で貸与します。

(8) 費用及び危険負担の範囲

指定管理者が費用及び危険を負担する範囲は、別紙1「リスク分担表」のとおりとします。

ただし、別紙1で定める事項で疑義がある場合又は別紙1に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定するものとします。

6 指定管理者の公募に関する事項

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、以下を予定しています。

ア 公募の周知	平成25年7月18日(木)～8月30日(金)
イ 募集要項の配布	7月18日(木)～8月30日(金)
ウ 公募説明会及び施設見学会の開催	7月22日(月)
エ 募集要項に関する質問の受付	7月22日(月)～7月29日(月)
オ 募集要項に関する質問の回答	8月12日(月)
カ 応募書類の受付(土日を除く)	平成25年8月16日(金)～8月30日(金)
キ 第1次審査の実施	9月中旬予定
ク 第2次審査の実施	9月下旬予定
ケ 指定管理者の候補者の公表	10月予定
コ 指定管理者の候補者との仮協定の締結	10月予定
サ 指定管理者の指定	12月予定
シ 指定管理者との協定締結	平成26年2月予定

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 公募の周知

センターの指定管理者の公募については、市政だより及び市のホームページに掲載し、周知します。(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>)

イ 募集要項の配布

募集要項を平成25年7月18日(木)～8月30日(金)に配布します。

(ア) 配布場所 福岡市役所 市民公益活動推進課(本庁舎7階) 問合せ先に同じ

(イ) 配布時間 平日 9時～17時(12時～13時を除く)

ウ 公募説明会及び施設見学会の開催

募集要項に関する説明会を以下のとおり開催します。応募の予定がある団体につきましては、参加をお願いします。公募説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付して送付してください。なお、FAXでの提出も受け付けます。（申込期限7月19日（金）17時まで）

- (ア) 開催日時 平成25年7月22日（月）15時から1時間程度
- (イ) 開催場所 福岡市NPO・ボランティア交流センター
福岡市中央区大名2丁目6-46 青年センター5階
- (ウ) 参加人数 各団体2名以内
- (エ) 申込先 福岡市役所 市民公益活動推進課（本庁舎7階）問合せ先に同じ

エ 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

- (ア) 受付期間：平成25年7月22日（月）～7月29日（月）9時～17時
- (イ) 受付方法：公募に関する質問書（様式2）に記入のうえ、電子メールに添付して送付してください。なお、FAXでの提出も受け付けます。
- (ウ) 受付場所：福岡市役所 市民公益活動推進課（センターでは受付できません）
 - ※ 電話、口頭など、上記以外の方法による質問には、お答えできませんのでご了承ください。
 - ※ 質問書を送付された場合は、事故防止のため市民公益活動推進課に電話いただき、着信を確認してください。
 - ※ センターの管理状況等について、指定管理者の選定に関して、公平性を損なうおそれのある質問には、お答えできない場合もあります。

オ 募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、説明会に参加した団体及び質問書を提出した団体へ郵送するとともに、市のホームページに掲載します。（8月12日（月）発送予定）

カ 応募書類の受付

応募書類を以下のとおり受け付けます。

- (ア) 受付期間 平成25年8月16日（金）～8月30日（金）（土日を除く）
- (イ) 受付時間 9時～17時（12時～13時を除く）
- (エ) 受付方法 福岡市役所 市民公益活動推進課に、必ず持参してください。（事故防止のため郵便等での提出は受け付けません。）

キ 第1次審査の実施

応募書類を基に委員会において、第1次審査を行います。（9月中旬予定）
第1次審査の結果通知については、全応募団体へ郵送にて行います。
なお、グループで応募した場合は、グループの代表団体あてに郵送します。

ク 第2次審査の実施

第1次審査により選定された団体について、委員会がヒアリング調査を行います。
（9月下旬予定）※ヒアリングの実施方法等については別途通知します。

ケ 指定管理者の候補者の公表

候補者の選定結果通知は、応募団体へ郵送にて行います。（10月予定）
なお、グループで応募した場合は、グループの代表団体あてに郵送します。
また、市のホームページに結果を掲載します。

コ 指定管理者の候補者との仮協定の締結（10月予定）

市は、第1位順位の指定管理者候補者との協議を踏まえ仮協定を締結します。その協議が成立しない場合、第2順位候補者、第3順位候補者と順次協議を行います。

サ 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。（12月予定）

シ 指定管理者との協定締結

市は指定管理者と協定を締結します。（平成26年2月予定）

7 応募に関する事項

(1) 応募者

ア 応募資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。（個人での応募は不可）

イ グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします）を定めること。

※当該グループの構成団体は、他のグループの構成団体となることができません。

また、単独で応募団体となることもできません。

ウ 応募団体又は応募グループを構成するすべての団体は、福岡市内に事業所を置くものであること。

(2) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

ア 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者

イ 団体またはその代表者が次に掲げるものを滞納している場合

- (ア) 所得税
- (イ) 法人税
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- (エ) 本市市税

ウ 団体またはその代表者が次のいずれかに該当する者

- (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
- (イ) 暴力団員が実質的に運営していること
- (ウ) 暴力団であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
- (エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

エ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

オ 委員会の委員が経営又は運営に直接関与している団体

カ 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

キ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

(3) 応募書類

応募時に次の書類を提出してください。なお、提出書類の規格は、既存のパンフレット等を除きA4判タテとします。

※グループで応募する場合は、それぞれの構成団体すべてについて提出してください。

※データによる様式が必要な場合は、市ホームページからダウンロードしてください。

ア 指定管理者指定申請書（様式4） 9部（原本1部、コピー8部）

グループによる応募の場合、代表構成団体が指定申請書を提出するとともに、共同事業体協定書（様式5）及び共同事業体連絡先一覧（様式6）を提出してください。

イ 事業者に関する書類 9部（原本1部、コピー8部）

(ア) 団体の概要（様式7）

(イ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(ロ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去2か年の事業報告書

※ 設立後2年以内の団体にあつては、設立後の事業報告書。

(ハ) 法人にあつては、

i 当該法人の登記簿謄本（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

ii 法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前1ヶ月以内に発行されたもの）

※ 課税されていない場合は「納税にかかる申立書（様式8）」

iii 貸借対照表（過去3年分）

iv 損益計算書（過去3年分）

付属書類

・ 製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細

・ その他人件費が含まれる費用があればその明細

※ 公益法人の場合は、収支計算書及び財産目録

v 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。）

vi 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式9）

※ 他の団体の役員を兼務している場合は、その団体名と役職も記入してください。

(ニ) その他の団体にあつては、

i 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書

※ 設立後2年以内の団体にあつては、設立後の収支決算書。

ii 財産目録

iii 代表者の主な経歴

iv 所得税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

(申請日前1ヶ月以内に発行されたもの)

※ 課税されていない場合は「納税にかかる申立書(様式8)」

v 人員表(各決算期末の常勤役員数, 従業員数, 非常用従業員数(パートタイマー, アルバイト)。なお, 非常勤従業員数は, 8時間で1人と換算してください。)

vi 役員名簿(氏名・フリガナ・性別・生年月日)(様式9)

※ 他の団体の役員を兼務している場合は, その団体名と役職も記入してください。

※ 役員名簿により収集した個人情報については, 指定管理者からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

福岡市では, 市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し, 指定管理者の応募資格から除外する等の措置を行うこととしておりますので, ご協力の程お願い致します。

ウ 申立書(様式10) 9部(原本1部, コピー8部)

※ グループで応募する場合は, それぞれの構成団体すべてについて提出してください。

エ 提案書 各9部

(ア) 指定管理業務の事業計画書(様式11, 11-1~11-12)

(イ) 指定管理業務の収支予算書(様式12)

(4) 留意事項

ア 接触の禁止

委員会委員, 本市職員並びに本件関係者に対して, 本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 重複提案の禁止

応募一団体(グループ)につき, 応募は1件とします。複数の応募はできません。

ウ 応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

但し, 市からの依頼に基づく変更, 追加はこの限りではありません。

エ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

オ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

応募書類については公表することがあります。

カ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者指定辞退届（様式3）を提出してください。

キ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、団体・グループの負担とします。

ク 応募書類の取扱い・著作権

団体の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体・グループに帰属します。

なお、指定管理者の選定後、提案内容を公表する場合、その他市長が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ケ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります、その取り扱いについては、応募書類に準じます。

コ 提供資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

サ 応募書類は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第2条第2号に定める公文書となり、公文書公開請求の対象となります。ただし、同条例第7条に規定する非公開情報に該当する部分は、非公開となります。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、「福岡市NPO・ボランティア交流センターの指定管理者の選定等の手続に関する要綱」に基づき「福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者選定委員会」を設置し、委員会の審査による選定を行います。

ア 応募書類の確認

団体・グループからの提出資料について、事務局で確認をします。

イ 審査方法

応募書類を基に、委員会において第1次審査を行います。

第1次審査により選定された団体について、第2次審査(ヒアリング調査)を行います。
(詳細については別途通知)

ウ 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全応募団体に郵送で通知し、グループで応募した場合は、グループの代表団体あてに郵送します。

また、市のホームページに結果を掲載し公表します。

(2) 審査基準

審査における評価項目は<別紙2>のとおりです。

(3) 委員会

ア 委員会の役割

指定管理者の候補者の選定のため、審査基準や募集要項の検討を行います。

また、団体から提出される応募書類について検討し、指定管理者の候補者の選定を行います。

イ 委員会委員

有識者及び市職員により、委員長1名、委員4名で構成します。

9 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

委員会の審査により選ばれた指定管理者の候補者との協議を踏まえ仮協定を締結します。議会の議決後に候補者を指定管理者として指定するとともに、本協定を締結する予定です。なお、協定書の発効は平成26年4月1日とします。

(2) 基本協定

ア 総則的な事項

指定期間, 管理物件, 実施協定, 用語の定義 など

イ 管理運営業務に関する事項

業務範囲, 利用の手続き など

ウ 指定管理料に関する事項

指定管理料の支払い方法 など

エ 損害賠償に関する事項

リスク分担 など

オ 指定期間の満了に関する事項

原状回復 など

カ 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項

備品の管理 など

キ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

個人情報の取り扱い など

ク モニタリング及び実績評価に関する事項

事業報告の提出, モニタリングの実施, 実績評価 など

ケ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

指定取消に関する取り扱い など

コ その他市長が必要と認める事項

(3) 実施協定

ア 管理業務の基本的項目(期間, 管理運営業務の範囲, 本会計年度の業務計画等)

イ 提出書類(着手届, 事業完了届け等)

ウ 指定管理料に関する事項(金額, 支払, 精算等)

エ モニタリングの実施 など

10 実績評価に関する事項

市は指定期間中に実績評価を実施します。なお, 実績評価の実施にあたり, 市は有識者・専門家等からなる外部委員会を設置する場合があります。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書を作成し, 市に提出します。なお, 事業報告書の種類や, 記載項目等については, 協定において定めます。

(2) モニタリングの実施

市は指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため, モニタリングを行います。なお, 実施時期や項目については, 協定において定めます。

(3) 実績評価の実施

市は指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、実績評価を行います。なお、評価項目や実施方法については、協定において定めます。

(4) 業務の実績を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

11 その他

(1) 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。福岡市NPO・ボランティア交流センター条例及び施行規則のほか、特に以下のことに気をつけてください。

ア 地方自治法

(ア)第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が施設を利用することを拒んではいけません。

(イ)第244条第3項

指定管理者は、市民が施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはいけません。

イ 福岡市個人情報保護条例

指定管理者は、施設の管理の実施にあたり、当該管理の実施に必要な範囲を超えて、個人情報（福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例103号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集し、又は使用してはいけません。

指定管理者において管理に関する業務に従事する者（従事していた者を含む。）は、施設の管理に関して知ることができた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはいけません。

ウ 福岡市情報公開条例

指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途協定で定めます。

エ 福岡市暴力団排除条例

指定管理者は、警察からの情報提供に基づき、施設の利用が「暴力団の利益になる利用」と認めるときは、利用の承認又は許可を拒み、既にした利用の承認又は許可を取り消すなど、施設の利用を制限する処分を行わなければなりません。

そのため、施設の管理者は、日頃から警察と連携を図るほか、次に掲げるような事項について取り組む必要があります。

- (ア) 暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者の設置
- (イ) 利用者への周知
- (ウ) 事務所内における暴力団対処マニュアルの策定と職員への周知 など

(2) 引継業務

引継業務の内容については、概ね以下のとおりです。

ア 現指定管理者からの業務引き継ぎ

イ 事業計画書作成業務

ウ 広報宣伝業務

エ 市との連携・調整業務

※引継業務に要する費用は原則として現指定管理者の負担となります。

ただし、新指定管理者が指定管理期間前に引き継ぎを受ける際の人件費等は、新指定管理者の負担となります。

(3) 監査（地方自治法第199条第7項、同252条の37第4項、同252条の42）

ア 指定管理者は、施設の設置者たる市の事務の監査をするのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

イ 本市議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、市の事務に関する監査の求めがあった場合においても、市の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(4) その他

ア 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消をすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管

理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、センターの業務を遂行できるよう、引継を行うものとします。

② 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、センターの業務を遂行できるよう、引継を行うものとします。

③ 指定管理者の指定取消をすることとなった場合の対応

指定管理者の指定取消をすることとなった場合、第2順位、第3順位の応募者と協定締結について協議を行うことがあります。

イ 協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

ウ 目的外使用について

施設内に設置している自動販売機については、市から目的外使用許可を受けた事業者が設置しており、継続して使用許可を行います。

リスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			福岡市	指定管理者
募集手続リスク	1	募集要綱等本事業に係り公表した資料の誤り・変更等に関するもの	○	
	2	応募費用に関するもの		○
法令変更リスク	3	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○	
	4	当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法の成立		○
税制変更リスク	5	指定管理者の利益に関わる税制度の新設・変更		○
	6	上記以外の税制度の新設・変更	○	
許認可リスク	7	事業の実施にあたって自治体が取得すべき許認可取得の遅延・失効等	○	
	8	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可取得の遅延・失効等		○
政治リスク	9	自治体の政策変更による事業の変更・中断・中止等事業への影響	○	
住民対応リスク	10	本事業に対する（自治体の要求に起因する）反対運動等	○	
	11	指定管理者が行なう業務に関する苦情等		○
環境リスク	12	自治体の要求に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出など）	○	
	13	指定管理者が行なう業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）		○
第三者賠償リスク	14	自治体の帰責事由による事故により第三者に与えた損害	○	
	15	指定管理者が行なう業務に起因する事故によって第三者に与えた損害		○
	16	上記以外の理由により、第三者に与えた損害	○	○
事業の中止・延期リスク	17	自治体の指示、議会の不承認等による本事業の中止・延期	○	
	18	上記以外の事由による本事業の中止・延期（不可抗力リスクを除く）		○
	19	指定管理者の事業放棄・破綻		○
委託業者管理責任	20	指定管理者が締結する契約の相手方当事者の管理・内容変更等		○
不可抗力リスク	21	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による事業の変更、中止	○	
	22	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により、第三者に与えた損害	○	△
	23	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による市整備の建物・設備の損害	○	
	24	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による指定管理者整備の施設・設備の損害		○

共通リスク

リスク分担表

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
				福岡市	指定管理者
維持管理 リスク	業務内容変更リスク	25	自治体の指示による事業内容・用途の変更によるもの	○	
		26	上記以外の要因による事業内容・用途の変更によるもの		○
	施設損傷リスク	27	自治体の帰責事由による事故・火災等で施設・設備が損傷	○	
		28	指定管理者の帰責事由による事故・火災等で施設・設備が損傷		○
		29	第三者の事由による事故・火災等で市が所有する施設・設備が損傷	○	
		30	第三者の事由による事故・火災等で指定管理者が所有する施設・設備が損傷		○
	維持管理コストリスク	31	自治体の指示による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大	○	
		32	上記以外の要因による維持管理費の増大		○
性能リスク	33	指定管理者の実施する業務内容が自治体の要求水準に達しないことによるもの		○	
運営 リスク	業務内容変更リスク	34	自治体の指示による事業内容・用途の変更によるもの	○	
		35	上記以外の要因による事業内容・用途の変更によるもの		○
	性能リスク	36	指定管理者の実施する業務内容が自治体の要求水準に達しないことによるもの		○
	運営コストリスク	37	自治体の指示による事業内容・用途の変更等に起因する業務量及び運営費の増大	○	
		38	自治体の指定する団体の参画等に起因する業務量及び運営費の増大	○	
		39	インフレ等による物価変動によるもの		○
		40	金利変動によるもの		○
		41	上記以外の要因による業務量及び運営費の増大	△	○
42	資金調達の遅延・困難等によるもの		○		
その他	施設の性能	43	事業期間終了時における施設の要求性能水準の保持		○
	終了手続き	44	事業の終了時の手続に関する諸費用の発生		○

◎審査における評価項目

評価項目	評価基準	該当書類 (様式番号)	配点	加重	最高点
I 市民公益活動への理解が十分であること	①施設の設置目的を踏まえた管理運営方針及び意欲・抱負等 ○施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 ○現実可能で目的にあった効果的な運営方針を提案している。 ○施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。 ○類似業務の経験がある	11-1	5	×3	15
II NPO・ボランティア交流センターの管理運営のための十分な能力があること	①本部と現地の管理体制（責任体制）・現地の要員配置計画 ○業務実施体制など管理責任体制が適切である。 ○法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 ○管理運営にあたって、十分な要員配置を行っている。 ○スタッフの勤務条件は適切である	11-2	5	×4	55
	②人材の育成計画 ○施設運営・施設管理に従事するにあたって必要な研修等を具体的に計画している。	11-3	5	×2	
	③危機管理・安全対策 ○安全確保についての考え方や施設内の事故発生時等における対応の方策が講じられている。	11-4	5	×1	
	④個人情報の保護 ○個人情報保護について、十分な措置を講じている。	11-5	5	×1	
	⑤管理体制を維持できる安定的な経営基盤 ○管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。	※2	5	×1	
	⑥市民公益活動に関する実績 ○市民公益活動への支援（参画）実績がある	11-6	5	×2	
III NPO・ボランティアを支援するための取組がなされていること	①センター機能を活かした事業計画 ○事業実施に独自の工夫や提案がある。 （施設の提供、情報収集発信、セミナー事業、相談事業など）	11-7	5	×3	70
	②利用者に対するサービスの質の確保及び向上 ○業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理や、利用者の視点に立った迅速、的確なサービス提供方策を講じている。 ○利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ○サービス向上について、効果の高い提案をしている。	11-8	5	×3	
	③効果的な利用促進 ○施設の利用促進について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ○施設の利用状況や、施設の特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。	11-9	5	×2	
	④NPOと地域などとの連携 ○NPOと地域や企業、大学等の多様な主体との連携の方策について具体的に提案している。	11-10	5	×2	
	⑤ライフサイクルを通じた公益力の育成 ○若者の公益活動への参加を拡大するための具体的な事業を提案している。	11-11	5	×2	
	⑥NPO団体に対する運営基盤強化に関する支援 ○NPOの法人化等を含め、NPO団体に対する運営基盤強化に関する支援策について具体的な取組を提案している。	11-12	5	×2	
IV 管理経費	①提案額・経費削減効果 ○予算額の積算根拠が適切である。	12	5	×1	10
		○経費削減の取組が適切である。	11-13	5	
V その他	①その他 ○その他、独創的な事業を提案している。 （任意）	11-14	5	×2	10
評価点総計					160

(審査方法)

- ※1 I～IVについては、各項目5段階評価（5：優れている、4：やや優れている、3：普通、2：やや劣っている、1：劣っている）を基本として、「1」評価がある場合には、その項目について再審議を行う。
（再協議の結果、一項目でも「1」評価となった事業者は、総合得点と関係なく最下位とする）
なお、Vについては、加点方式であるため、この限りでない。
- ※2 II⑤については、募集要項7(3)に基づき提出された「応募団体に関する書類」により審査するが、団体の規模等にとられることなく選定するため、財務の健全性に疑義がある団体については「1」評価、それ以外の団体については「5」評価とする。

福岡市NPO・ボランティア交流センター
指定管理業務の基準

平成25年7月
福岡市市民局

福岡市NPO・ボランティア交流センター業務の基準

1 福岡市NPO・ボランティア交流センターの業務に関する基本的な考え方

福岡市NPO・ボランティア交流センター（以下「センター」という。）には、大きく分けて、(1)施設の運営管理に関する業務、(2)市民公益活動の支援に関する業務、(3)その他の業務の3つがあります。（各業務の詳細については、後述の「2. 指定管理者が行う業務の基準」参照）

「施設の運営管理に関する業務」は、センターの運営を行う上で、最も基本的なことです。センター設置の目的は「市民の自主的かつ自発的な活動の促進を図り、もって市民主体のまちづくりに寄与する」ことであり、センターは市民公益活動を総合的に支援しなければなりません。センターの機能を最大限に発揮するためには、職員の力（人材）が不可欠です。運営体制には特に力を入れてください。

「市民公益活動の支援に関する業務」については、今まで幅広く行われ、センターは市民公益活動が行いやすい環境づくりに寄与してきました。今後は、多様化する市民公益活動に対応するため、また更なる市民参加を促す必要性から、現在の「施設の提供」を堅持しつつ、「情報の収集及び発信」に積極的に取り組んでください。また、専門性を活かした「相談対応」「研修・講座の実施」や市民、NPO・ボランティア、地域、企業、行政、大学等様々なセクター間の「交流連携」に力を入れて事業に取り組んでください。

2 指定管理者が行う業務の基準

(1) 施設の運営管理に関する業務

ア 施設運営体制の整備

職員は、センター業務を支障なく運営するため、常に2人以上、利用実態を踏まえて配置するようにしてください。

① センター長の配置

センターの管理運営全体を統括する責任者としてセンター長を1名配置してください。

② 常勤職員の雇用

センター設置目的を達成するため、専門的知識のある常勤職員をセンター長含め4名以上雇用してください。

③ 職員の資質向上

センター職員は、日常から幅広い知識（社会情勢、行政施策など）の習得に努めてください。

イ 保守管理、環境維持管理、安全管理に関する業務

建築物や設備についての不具合、美観の維持など、専門的な技能を要しない日常的な点検は毎日行ってください。また、災害時の対応について避難訓練の実施、対策マニュアルの策定などにより利用者の安全管理を行ってください。

センターは、福岡市立青年センターの5階に位置する複合施設であるため、下記の業務については、青年センターが一括契約を行い、面積に応じた費用負担を行っていただきます。このため、指定管理者と青年センターとは、別途、管理に関する協定を結んでいただきます。

◎ 青年センターが一括契約を行う維持管理契約

- ・ 受水槽清掃、受電設備点検、消防設備点検、清掃業務、保安警備業務、エレベーター保守管理

※参考 平成 25 年度負担額(予算) 2,091 千円

ウ 備品・消耗品等の管理業務

備品については、施設の運営に支障がないよう日常的に点検管理してください。また、消耗品についても、適宜指定管理者が購入し管理してください。

※ 指定管理者が設置する機器はありません。従来、指定管理者が調達することとしていた、コピー機、パソコン、印刷機、紙折り機、電話機、製本機、液晶プロジェクターについては、今回、指定管理期間が短いことから、すべて市で設置します。

エ 光熱水費の支払いに関する業務

電気料金、ガス料金、上下水道料金の支払いは、指定管理者が行っていただきます。ただし、センターは、青年センターとの複合施設であるため、電気料金、上下水道料金についてはセンター建物全体の使用料を面積案分で負担していただきます。

※参考 平成 25 年度負担予定額 1,863 千円

オ 施設の移転に伴い発生する業務

平成 27 年度末に青年センターの老朽化に伴うセンターの移転を予定していることから、移転作業のうち、現施設で発生する業務に関する部分については、市と協議の上、引継業務の一環として行ってください。

(2) 市民公益活動の支援に関する業務

以下のア～エを特に重点的に取り組んでください。また、力についても積極的に取り組んでください。

ア 市民公益活動の促進のためのセンター施設の提供

センターは、毎月の第 4 水曜日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除いた日を開館日とします。また、開館時間は月曜～土曜は午前 10 時から午後 10 時まで、日曜、祝日は午前 10 時から午後 6 時までとなっております。

施設の利用は、使用許可を必要としません。また、無償としていただきますので、使用許可業務や利用料金の徴収事務はありません。ただし、利用登録制度をとっておりますので登録事務を行う必要があります。

また、事務機器の一部(コピー機、印刷機等)については、市と協議の上、インク代等の実費を利用者から徴収することができます。

① 打ち合わせスペース等の提供

セミナールーム、打ち合わせコーナー、たたみコーナーの利用提供および維持管理を行ってください。

セミナールームのみ予約制としておりますので、予約、利用の受付、利用管理を行ってください。その他のコーナーは、自由に使えることとしております。

② 附属設備の提供

連絡ボックス、掲示コーナー、パンフレットストック等の情報発信設備の利用提供と維持管理を行ってください。また、ワーキングコーナーの印刷機、コピー機、パソコン、液晶プロジェクター、製本機、裁断機、紙折り機等の利用提供と維持管理を行ってください。

イ 市民公益活動に関する情報の収集及び発信

NPO・ボランティア活動をはじめとする市民の公益活動に関する様々な情報を積極的に収集し、NPOをはじめ、多くの市民の方、地域・企業などに対し幅広く、情報発信を行ってください。

(例) ホームページの運営、メールマガジンの発行 など

ウ 市民公益活動に関する相談

NPO・ボランティア活動などの市民公益活動に関する相談業務を行ってください。

(例) 窓口や電話による相談業務など

エ 市民公益活動を推進する交流連携

活動団体のネットワークづくりの推進や行政、企業、地域とのコーディネートを行ってください。

(例) 交流会・共働の促進に向けた事業 など

オ 市民公益活動に関する調査及び研究

センターの特性を活かした調査・研究を行ってください。

(例) 市民公益活動の現状調査など

カ 市民公益活動に関する研修および講座の実施・支援

市民や団体を対象とした、NPO・ボランティア活動をはじめとする市民公益活動を支援する講座や研修を実施・支援してください。

(例) ボランティア入門講座、NPO法人入門講座などNPO団体の運営基盤強化に資する研修の実施。
共催、後援による研修や講座支援 など

キ その他

①災害時のボランティア活動支援

災害時のボランティア情報の収集・発信、関係機関との連携による災害ボランティアの支援業務、災害ボランティア養成講座を行ってください。また、災害ボランティアセンターが設置された場合は、災害ボランティアセンターと連携をとって、業務を行ってください。

(例) ホームページによる災害ボランティアなどの情報発信など

②NPO・ボランティア体験事業

市民がNPO・ボランティア活動にスムーズに参加できるきっかけとなるようなNPO・ボランティア体験事業を行ってください。

③ライフサイクルを通じた公益力の育成

小・中・高生など若年期のそれぞれの段階に応じたNPO・ボランティア活動の体験機会の創出や大学生など若者の公益活動への参加を拡大するための事業を実施してください。

④その他

市が行う関連事業について連携、協力を行ってください。

(3) その他の業務

ア 事業計画書及び収支予算書の作成

指定管理者は、次年度の事業計画書を毎年度9月に作成し市に提出してください。計画書作成にあつては、市と調整を行ってください。ただし、指定管理の初年度については、この限りではありません。

イ 事業報告書の作成

指定管理者は、日報、及び月次事業報告書、年次報告書を作成し、市に提出してください。

ウ 自己評価の実施

指定管理者は、業務の質とサービス向上を図るため、利用者等の意見や要望等を把握し、管理運営に反映させるように努めるとともに、その結果について市に報告してください。

エ 指定期間満了にあつての引継業務

指定管理者は指定期間満了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの業務を遂行できるよう引継を行ってください。

オ クレーム対応業務

利用者からの苦情等については、対応する体制を整えるとともに、誠実に対応し再発防止に努めて下さい。また、指定管理者において解決が困難な場合は、市へ報告し指示を仰いでください。

カ その他日常業務の調整

3 その他

(1) 保険及び損害賠償の取り扱い

施設賠償保険については、福岡市が加入し、施設に起因する損害、障害に対する賠償は市がその責任を負います。ただし、施設の管理に起因する損害、障害に対する賠償においては、指定管理者がその責任を負います。

(2) 指定管理者の独自の提案について

この業務の基準に定める事項は、本市が指定管理者に対して求める最低限の基準であり、この業務の基準に記載のない事項については、センターの役割に沿った指定管理者の創意工夫のある独自の提案を期待します。

審 議 項 目

議 題

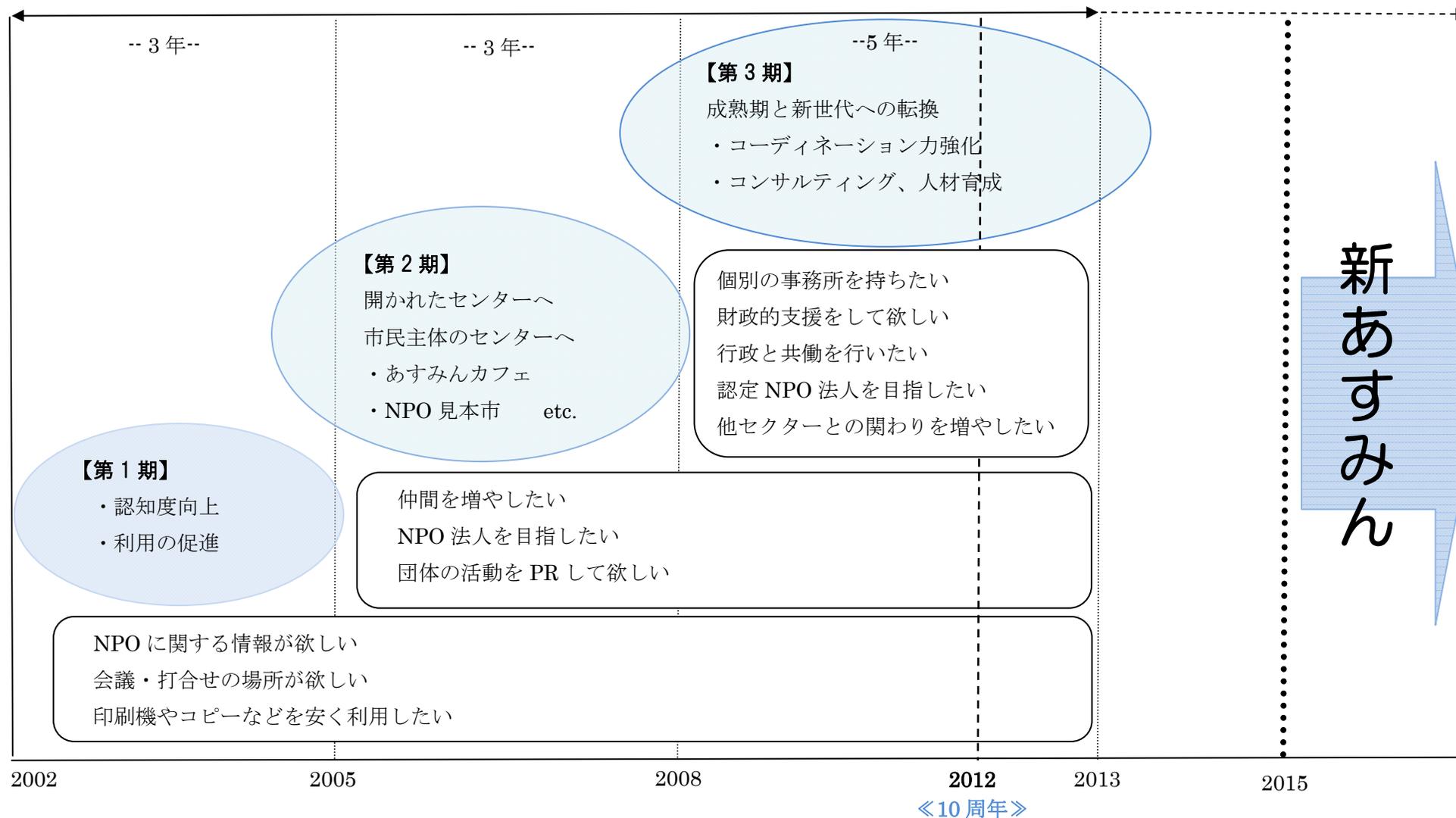
NPO・ボランティア交流センター利用のあり方について

【提案の趣旨】

平成14年度に設置したNPO・ボランティア交流センター（あすみん）は、NPOやボランティア活動をはじめようとする市民に対し、公益活動に関わる情報の提供や相互の交流の場の提供等を行ってきた。

このたび、施設の老朽化等の理由により平成28年度をめどに移転することを計画しており、前回の審議会では、条例に掲げる事業、現在の施設の現状に基づき審議をいただいたが、今回の審議会においては、現在、あすみんを利用しているボランティア・NPO団体の現状から、新施設でのあすみん利用のあり方についてご意見を伺うもの。

センターのライフサイクルとニーズの変化



【第1期】

- ・認知度向上
- ・利用の促進

【第2期】

- 開かれたセンターへ
- 市民主体のセンターへ
- ・あすみんカフェ
- ・NPO 見本市 etc.

【第3期】

- 成熟期と新世代への転換
- ・コーディネーション力強化
- ・コンサルティング、人材育成

- 個別の事務所を持ちたい
- 財政的支援をして欲しい
- 行政と共働を行いたい
- 認定 NPO 法人を目指したい
- 他セクターとの関わりを増やしたい

- 仲間を増やしたい
- NPO 法人を目指したい
- 団体の活動を PR して欲しい

- NPO に関する情報が欲しい
- 会議・打合せの場所が欲しい
- 印刷機やコピーなどを安く利用したい

課題

- ◆利用者の固定化
- ◆施設活用の限界
- ◆新しい付加価値の創出
- ◆利用目的のかたより
- ◆事業に対する関心の低さ

○ あすみん利用者の現状、課題、取り組みの方向性

1. 現状

(1) あすみん設置目的外利用者の増加

あすみんの利用者は年間3万4千人程度と、開館時の3万人から着実に増加しているが、近年、時間潰し、話を聞いてくれる人がほしいといった公益活動を目的としない入館者（個人）の割合が増加しており、ミーティングテーブルを長時間占有するなど、あすみん利用団体の活動に支障が生じている。

(2) 共益的活動団体の増加

公益事業を行うあすみんを公民館代わりにサークル的活動の場所として使う団体や、学生サークルのような半共益目的の団体が増加している。

(3) セミナールームの非効率な利用

セミナールームの利用は無料で、最低利用人数等の制限がないことから手軽に利用でき、稼働率（利用日数／開館日数）も98%となっている。

(4) 利用者マナーの低下

設立当初から可能な限り柔軟に自由に利用できるよう、緩やかな管理を目指してきたが、近年、一部の利用者からはマナーに関する苦情も多くなっている。

2. 課題

(1) あすみんは、「NPOやボランティアなどによる市民公益活動に関する情報及び交流の場」として誰もが自由に集まり、交流できるよう設置している施設であるが、「公の施設」であり公益活動の拠点という利用目的に沿わない利用者であっても排除は難しい。

(2) セミナールームは登録団体であれば誰でも先着順で予約（利用）ができるため、予約がとりにくい状況にもかかわらず、直前のキャンセルや、連絡なしのキャンセルで利用されていない時間帯が発生している。

利用料が無料のため45人収容のセミナールームを数人で使用するなど、効率的な利用ができていない。

(3) 館内での携帯電話利用、スナック菓子・軽食等の飲食については禁止しているが、基本的には自由な施設利用と利用者相互のマナーの問題であり、職員として対応に苦慮している。

3. 新施設における取り組みの方向性

(1) 市民向け情報提供エリアと団体活動支援エリアの分離

施設レイアウトの計画時に、一般市民に情報提供を行うスペースと、NPO団体が作業や打ち合わせを行うためのスペースを分離するなど、団体活動のためのスペースを確保する。

(2) セミナールーム有料化の検討

利用効率の向上や、利用者間の公平性の確保の観点から、新施設に設置するセミナールームについては有料化を検討する。ただし、現在、使用料が無料であること、あすみの設置目的に沿った適正な活動を行う団体については積極的に支援する必要があることから、設定料金については相当程度低廉なものとする方向で検討する。

(3) 新「あすみん登録制度」の創設を検討

現在、センター設備の利用を希望する個人・団体に義務づけている形式的な「利用登録制度」を見直し、公益性が高い活動を行う団体（NPO団体・NPO法人）を支援するための登録制度、新「あすみん登録制度」の創設を検討する。

新しい制度は登録時に基礎データを入力するだけでなく、随時、団体から活動報告などを受けることによって、団体支援カルテとして日常的にメンテナンスを行い、個々の団体の特性や実情に合わせた各種情報の提供、セミナーなどの運営基盤強化のための施策の活用案内、あすみんホームページによる積極的な広報などトータルな支援を行う。

同時に、一旦、公益活動を行う団体として登録を行った団体であっても活動実態が私益的、共益的な団体については、NPO入門セミナーなどの受講を薦めるなどにより市民公益活動に関する理解を求めていく。

(4) 個人利用登録の廃止及び、情報提供リストの整備

あすみの利用実態として、個人登録者はインターネットやコピー機を私的に利用するために便宜上申請を行っている者がほとんどであり、現在の個人登録制度を廃止する方向で検討する。

同時に、個人に対するNPO・ボランティア情報の発信や活動相談などの事業PRを効果的に行うため、従来の個人登録については情報提供リストとして整備していく。

(5) 実態に即した利用ルールの検討

新施設の利用ルールについては、施設の利用環境に即して可能な限り自由に利用できるよう柔軟に検討していく。

センター管理業務等の実施状況（平成24年度）

1. 場・機材の提供事業

- (1) 開館日数 347日間
- (2) 利用者数 34,158人（1日平均利用者 98.4人）
 ※累計利用者 354,986人
- (3) 登録数
- ①登録団体 105 団体（累計 782 団体）
- ②個人登録 112 人（累計 1,077 人）
- (4) 施設及び設備
- ① セミナールームの利用状況 879 団体 12,306人
- ②連絡ボックス貸出 154 団体

2. 市民公益活動に関する情報の収集及び提供事業

- (1) ホームページの運用 更新回数 4,424回 閲覧数 194,071回
- (2) メールマガジンの発行 発行回数 33回 発行部数計 67,891部
- (3) 情報誌の発行 発行回数 1回 配布部数計 2,000部
 ※情報誌の作成に係るボランティア人数 延べ 6人
- (4) 新聞、各種図書資料の購入、収集、整理及び配架揭示
- ・新聞購入数 3紙、図書資料購入数 7冊（8種）
 - ・あすみん情報便搭載件数 12件
 - ・情報配架数 1,224件
- ※情報整理等に係るボランティア人数 延べ 182人
- ・利用登録団体の情報公開数 782団体分

3. 市民公益活動に関する講座および研修の企画実施事業

開催日	事業名	対象	参加者	備考
H24/4/26	NPO 法人入門講座	NPO 設立等に関心のある市民	14名	
5/17, 24	ボランティア入門講座	ボランティア活動に関心のある市民	16名	
6/13, 20	ボランティア入門講座	同上	13名	
7/18	NPO 法人入門講座	NPO 設立等に関心のある市民	10名	
H24/8月～ H25/2月	NPO 会計税務セミナー	NPO の会計担当者等	累計 180名	全 15回
H25/2/6, 21	ボランティア入門講座	ボランティア活動に関心のある市民	46名	

4. 市民公益活動に関する相談事業

(1) 職員による相談対応	579件	(1日平均 1.7件)
※相談形態	来館	276件、電話 299件、メール 5件
(2) コミュニティビジネス相談	56件	65人
(3) NPO 会計税務個別相談	9件	10人
(4) 地域と NPO の連携相談会	8件	11人

5. 災害時におけるボランティア活動支援事業

(1) 災害時のボランティア情報提供	2回
(2) 防災講座回数	1回

6. 市民公益活動を推進する交流連携事業

(1) あすみん交流会	4回
(2) 10周年記念事業	3回
(3) 市民と出会う出前フェア	4回

7. 調査研究事業

テーマ：企業に対するCSR意識調査

8. 自主事業

①共催事業（研修・講座等）

開催日	事業名	対象	参加者	備考
H24/ 4/12 5/10	共働事業提案体験セミナー	同事業に関心のあるNPO等	26名	2回
8月～10月	NPOかばんもち	NPO等に関心のある大学生	4名	
7/27	東日本大震災復興現状報告会	災害支援に関心のある市民・団体等	23名	
8/3	NPO クラウド事務局&ワークシェアリングセミナー in 福岡	NPO 運営担当者等	27名	
10/25～11/11	出前講座	福岡教育大学附属福岡小学校5年生	80名	全4回
1/19～ 3/23	あすみんキッズデイ	子どもとその保護者	22名	全3回
H25/ 3/5	出前講座	宮若市内の団体向け	51名	

②ボランティア体験プログラム

プログラム	申込数
通年型	124名
夏休み	93名
企業向け	26名
計	243名

ボランティア・NPOセンター(仮称)基本計画

平成14年2月
福岡市市民局

《目 次》

はじめに	．．．	3
I 総論	．．．	4
1. ボランティア・NPOとは	．．．	4
(1) ボランティア・NPOの意義・特性	．．．	5
(2) NPOの社会的位置づけ	．．．	6
2. ボランティア・NPOと行政との関わり	．．．	6
(1) 行政がボランティア・NPOと関わる意義	．．．	6
(2) ボランティア・NPOと行政の協働について	．．．	7
3. ボランティア・NPOと地域コミュニティとの関わり	．．．	8
II ボランティア・NPOセンター(仮称)について	．．．	9
1. センターを設置する目的	．．．	9
2. センターの理念について	．．．	9
3. センターのミッション(使命)	．．．	10
4. センターの対象	．．．	11
5. 福岡らしさ	．．．	12
6. センターの運営について	．．．	13
(1) センターの運営主体について	．．．	13
(2) センターの機能及び事業について	．．．	13
(3) センターの事務局スタッフについて	．．．	14
7. ボランティア・NPOセンター(仮称)のイメージ	．．．	15

はじめに

21世紀を迎え、今何かが変わろうとしています。何が変わろうとしているのか。

バブル崩壊後なかなか回復しない日本経済、地球温暖化などの地球環境問題、社会全体の高齢化、また、少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化等、子どもを取り巻く環境の変化など、日々の暮らしの中で何となく不安を感じながら生活しているのではないのでしょうか。

そのような中、現在ますます関心を集め注目されているのは、ボランティアやNPOによる様々な公益的活動です。

特に平成7年1月の阪神・淡路大震災でのボランティアによる迅速で多彩な取り組みが注目されて以降、社会での関心が大きく高まっております。

ボランティア・NPOの活動は、基本的には自己責任による自発的な活動であり、その活動を通じて人や社会の役に立つことにより、生きがいや自己実現にもつながっていくことが考えられます。

このため、このようなボランティア・NPOの活動を社会の様々な場面につないで、織り込んでいくことにより、もっと一人一人が生き生きと暮らし、真に豊かさを実感できる社会になると考えられます。

人は十人十色というように様々な人が存在し、違った価値観を持っています。その違いを受け止め、個々人の多様な生き方の尊重を前提とした豊かな人間関係を築いていける社会を目指すべきであり、そのような社会の中で、各々のセクターが役割を認識し、できることを行っていくことが大切です。

また、課題やニーズをもとに、その中でいっしょに行った方がより効果的な場合は、協働して取り組んでいくことも必要です。

ボランティア・NPOは、行政や企業など従来の社会を構成するセクターに加えて、新たな社会のセクターであり、社会を変える可能性をもった新しい風です。行政はその風を遮ることなく、風通しの良い仕組みを考える必要があります。

今回、ボランティア・NPOなどの活動しやすい環境づくりを推進するため、ボランティア・NPOセンター（仮称）のあり方について検討してまいりましたが、センターは、『知る場』、『きっかけをつくる場』、『コーディネートをする場』など様々な“しかけ”の舞台ではありますが、演ずる主役は市民であり、大いに楽しんで利用してもらうことを願います。

最後になりましたが、このボランティア・NPOセンター（仮称）の基本計画を策定するにあたり、NPOなどの活動に取り組んでおられる市民の方をはじめ、多くの方から様々な見方、考え方、そして元気をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

I 総論

1. ボランティア・NPOとは

ボランティア・NPOは、自発的に社会や人に貢献する活動をおこなう主体です。当基本計画においては、下記のように整理しています。

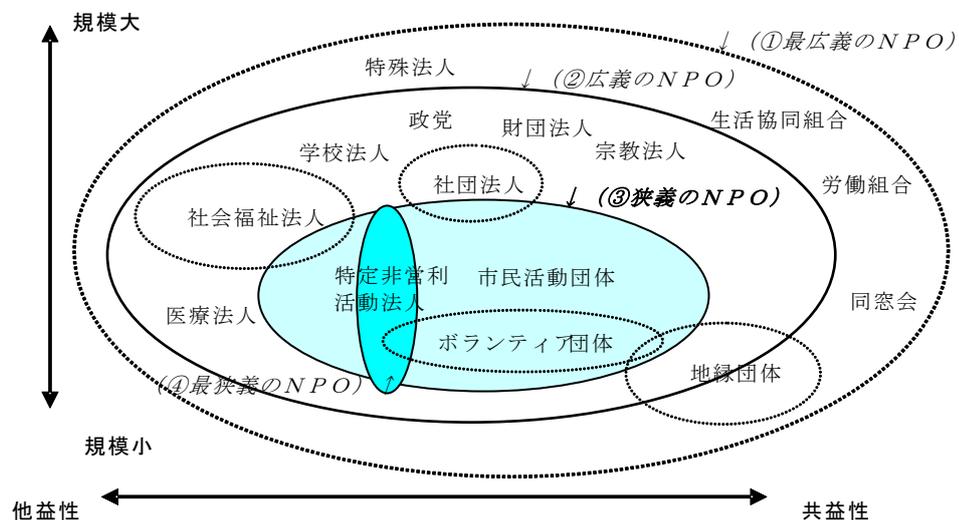
ボランティア 【個人】	<ul style="list-style-type: none"> ・自発的に自分で考え、責任をもって行動する人（個人又は個人の集まり。明確な役割分担がありません。） ・なお、一般的にボランティアは無報酬で活動するというイメージがありますが、活動に必要な実費などを受け取る場合があり、無報酬で活動しなければならないということではありません。
NPO (NGOも含む) 【組織】	<ul style="list-style-type: none"> ・営利よりミッションを優先させて活動する民間の非営利及び非政府組織（理事会を有するなど、内部の役割分担が進んでいます。） ・なお、非営利とは、収益事業の利益（収入から人件費などの経費を差し引いたもの）をNPOの構成員に配分せずに、次の活動に充てることをここでは意味します。

ボランティアは、「放っておけない」という想いを抑えられず自発的に行動に移す人のことで、「自分で考え、自己責任で行動する人」といえます。

NPOは、民間非営利組織(団体)“nonprofit organization”のことですが、最近では、様々な社会的課題に対して何とかしなければというミッション(使命)を営利より優先させて活動する組織ということで、“not-for-profit but-for-mission organization”とも言われており、「営利を目的としない組織」といえます。

また、NPOの類似概念としてNGO「非政府組織」“non-governmental organizaion”という言葉がありますが、「営利を目的としない」か「政府でない」かのどちらかを強調する違いであって、NPOもNGOも非営利で非政府ということでは同じものを指すと言うことができます。

【図1】：NPOの概念(出典:市民活動団体(NPO)と行政のパートナーシップの在り方に関する研究報告)



(1) ボランティア・NPOの意義・特性

- ・ 市民主体の自発的な活動
市民の自己責任による、市民が主体となった自発的な活動です。
- ・ 人や社会への貢献
自由な発想による活動で人や社会に貢献し、暮らしやすい社会を創ります。
- ・ 生きがい・自己実現
自発的な活動によって人や社会の役に立つことは、生きがいや自己実現につながります。
- ・ 独自性、柔軟性、迅速性
公平性にとらわれることなく、独自性を活かして社会的ニーズに柔軟・迅速に対応できます。

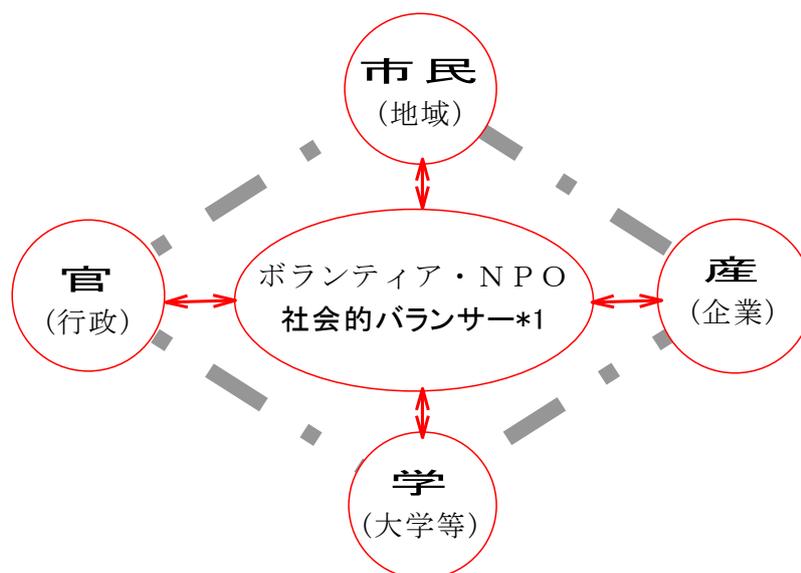
現在、若者や高齢者、女性など年齢・性別を問わず多くの市民が多様な分野で、ボランティア・NPO活動などに積極的に参加しています。

自分の自己責任において行動し、人や社会のためになる市民主体のボランティアやNPOの活動は、市民の自主性・自発性の促進とともに、生きがいづくりのために欠かせません。

一方では、市民の価値観や社会的課題が多様化・高度化するなか、福祉や環境などの多様な課題に的確に対応するためには、公平、一律的なサービスの提供を中心として行う行政や利益追求を主な目的とする企業だけでは、十分な対応ができなくなってきました。

こうした社会の変化の中、ボランティアやNPOは、その独自性を活かすことにより、個々の社会的ニーズに柔軟・迅速に対応できるだけでなく、市民（地域）・産（企業）・学（大学等）・官（行政）など社会を構成するセクターをつなぎ、バランスをとっていく役割も担うものと考えられます。

【図2】：ボランティア・NPOとは



*1 社会的バランサー: 社会の各セクターをつなぎ、バランスをとっていく役割を担うもの

(2) NPOの社会的位置づけ

- ・ N P Oは、行政や企業と並んで社会的に重要な役割を担う活動主体であり、活動領域（セクター）です。

市民の価値観が多様化・高度化するなか、福祉や環境などの多様な課題に既存の社会の仕組みだけでは十分対応しきれなくなっています。

それに対してNPOの活動は、その想いに従い、自主的・自発的にその活動分野及び範囲を広げています。

今後はNPO・産（企業）・学（大学等）・官（行政）などが各々の特性を認め、活かすあうことで社会をつくっていく必要があります。

また、NPOも社会への参画を求めていますし、求められています。

このため、NPOは、企業、大学、行政などと並んで社会を構成していく、市民が主体となったセクターの担い手としてその認知度を高めており、より一層重要性が増すと考えられます。

【NPO、企業、大学、行政各々の特性や現状】

- ・ N P O：自主的、自発的、柔軟性、迅速性、不安定
- ・ 企 業：効率的、革新的、営利が主目的
- ・ 大学等：専門性、情報性、国際性
- ・ 行 政：公平性、一律性

2. ボランティア・NPOと行政との関わり

(1) 行政がボランティア・NPOと関わる意義

- ・ 市民主体のまちづくり（自治都市福岡）の実現

ボランティアやNPOなど市民の自主的・自発的な公益活動は、市民の生きがいづくりや、市民と行政が共に取り組む住み良いまちづくりのために大きな役割を担うものであり、行政としてもこれらの活動に体系的・効果的に関わり、市民の力や個性が発揮できる環境づくりを進める必要があります。

これにより本市の目指す市民主体のまちづくり、自治都市福岡の実現につながるとともに、豊かな人間関係と個性あふれる暮らしやすいまちを創っていくことができると考えます。

(2) ボランティア・NPOと行政の協働について

- ・ 多様化する市民ニーズへの対応が協働することでも可能となります。

ボランティアやNPOは、その独自性を活かすことにより、個々の社会的ニーズに柔軟・迅速に対応できる特性をもっています。

このため、行政にとっては市民ニーズや課題などに対し、必要に応じてNPOと協働することにより、市民ニーズに沿ったサービスの提供が可能になると考えられます。

対して、ボランティア・NPOにとってもミッション実現のためのパートナーとして、行政との協働を考えることもあります。

つまり、お互いの違いに気づき、その違いを認めあいながら良い面を引き出すことで、新たな社会づくりへの第一歩とすることができるとともに、各々の事業の進め方などのふりかえりのきっかけとすることができます。

3. ボランティア・NPOと地域コミュニティとの関わり

・ボランティア・NPOと地域コミュニティは、両者相まってより暮らしやすい“風土”をつくります。

ボランティア・NPOと地域コミュニティは、どちらも住み良い社会づくりを目指しており、豊かな暮らしやすい地域をつくるためには、車の両輪のごとく欠かせない存在です。

地域コミュニティは、地域に根ざした活動であり、人の顔が見えていますので、それが地域の防犯や安全などにつながっています。

そのため、高齢者、青少年、子ども、障害者、女性、教育や環境問題など、地域が抱える諸問題を、それぞれの特性を活かしながら関わっていけば良いと考えます。

「風」*は外部からの支援や知恵を導入することがあります。「土」*はその刺激を受けて、ふだんは感じていなかった地域の価値を発見し、問題解決の糸口を見つけることもあるでしょう。

両輪がうまくかみ合いお互いが支え合うことで、より暮らしやすい“風土”をつくっていきます。

例えばボランティア・NPOが、地域コミュニティとのパートナーシップをつくっていくためには、センターが公民館と情報交換を行うことなども検討します。

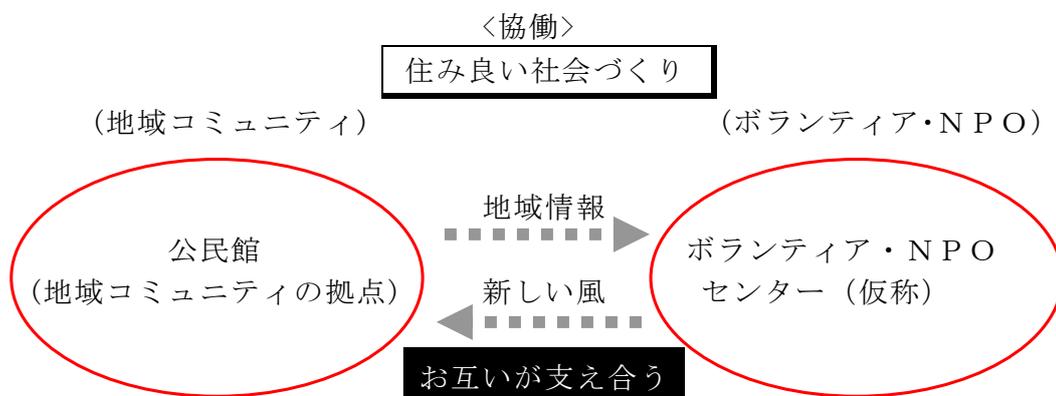
*注釈

“風”の人：地域を外部から訪れる人＝ボランティア・NPO

“土”の人：地域に根をおろし実践していく人＝地域コミュニティ

【出典：田村明著「まちづくりの実践」(岩波新書)より一部引用】

【図3】：地域コミュニティとボランティア・NPOの関わり



Ⅱ ボランティア・NPOセンター(仮称)について

1. センターを設置する目的

・ボランティア・NPOが活動しやすい環境づくりの推進

福岡市新・中期プラン*では、市民自らが主体的に取り組むボランティア・NPO活動や、身近な地域において市民が自主的に取り組むコミュニティ活動を支援していくことを施策の方向としており、市民が持つ大きな力をまちづくりへつなげていくため、ボランティア・NPOセンターを設置し、ボランティアやNPOの活動の支援を進めるとしています。

自己の自由な意志による活動であり、人や社会のためになる見返りを期待しない市民主体のボランティアやNPOの活動は、市民の自主性・自発性の促進とともに、生きがいくりのために欠かせません。

また、市民の価値観や社会的課題が多様化・高度化するなか、福祉や環境などの多様な課題に的確に対応するためには、公平、一律的なサービスの提供を中心として行う行政や利益追求を主な目的とする企業だけでは、十分な対応ができなくなってきました。

こうした社会の変化の中、ボランティアやNPOは、その独自性を活かすことにより、個々の社会的ニーズに柔軟・迅速に対応できることから、重要で新たな社会のセクター（領域）になってきております。

市民が生き生きと暮らし市民主体のまちづくりを進めるため、ボランティア・NPOが活動しやすい環境づくりを進める必要があり、そのための支援が集約されて形になったものの一つが、ボランティア・NPOセンター（仮称）といえます。

*福岡市新・中期プラン

第7次基本計画(平成8年8月策定)・第1次実施計画(平成8~12年度)の策定以降全国的な社会情勢や福岡市を取り巻く状況には様々な変化がみられるようになり、これらに的確に対応するため、5年間(平成13~17年度)の目標となる戦略ビジョンとその達成に向けた行動プラン、具体的な事務事業の実施について示したものです。

2. センターの理念について

・市民自治の実現

21世紀を迎え、市民がいきいきと暮らし、真に豊かさを実感できる社会であるためには、市民の多彩な発想と力を活かし、市民と行政など様々なセクターが力を合わせてまちづくりに取り組んでいくことが求められており、このような社会の中で、ボランティアやNPOなど市民の自主的・自発的な活動は、きわめて重要な存在となってきています。

さらに、本市の目指す市民主体のまちづくり、市民自治の実現のためにも、市民の自主的・自発的活動を促進する必要があると考えられます。

このような活動が活性化することで、豊かで温かい精神とグローバルな視野をもった市民(=地球市民)が、もっともっと元気な街福岡をつくっていきます。

3. センターのミッション(使命)

- ・ ボランティア・NPOの活動基盤の強化
- ・ ボランティア・NPOのネットワークの中心
- ・ 各セクター間のコーディネート

センターはボランティア・NPOの持ち味を活かし、パワーアップを目指すため、活動基盤の強化を行います。

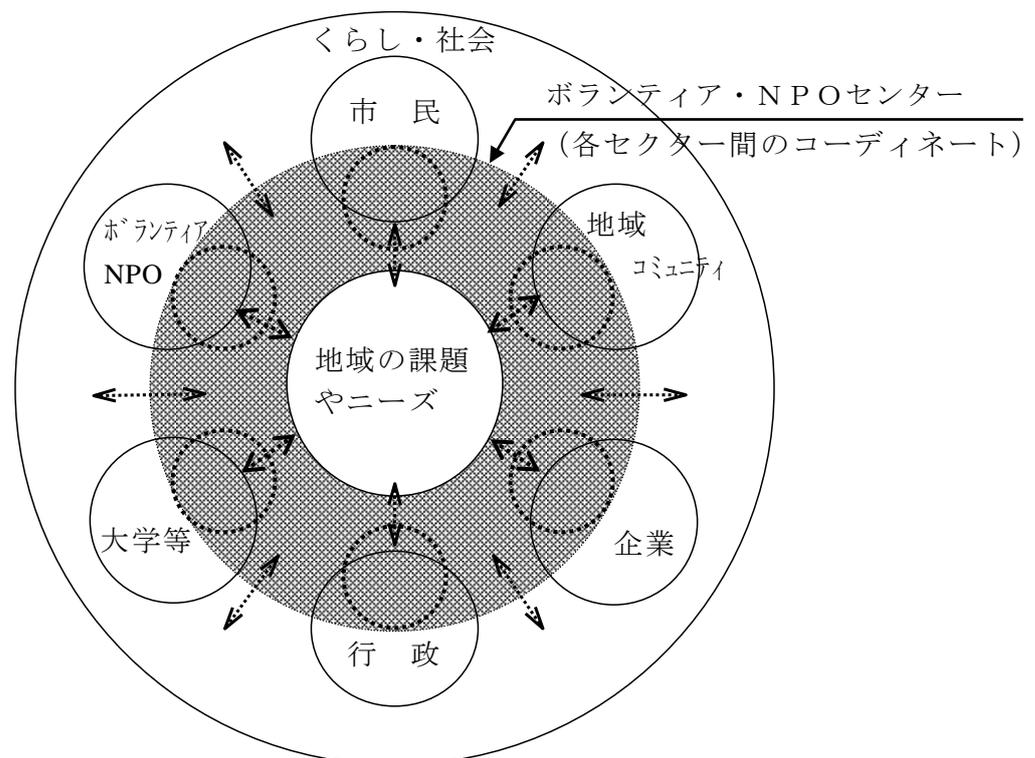
また、NPOなどの弱点を補完し合いながら、横のネットワークを大切に、その中心となっていくのがセンターです。

NPOなどの市民活動の内容は、福祉、地域、環境、芸術、国際、教育などあらゆる分野の課題に直接的に働きかける活動はもとより、活動を通じて社会への提案を行ったり、他の市民活動を支える支援活動もその活動の中に含まれます。

そのため、NPOなどが行う市民自治の実現に向けた社会への提案を支援していきます。

また、市民自治の実現を目指して、各セクター間のコーディネートを行うことも検討します。

【図4】：福岡市の市民自治社会におけるセンターの目指すイメージ



【注釈】・小さな点線の円は、行政や企業などの各社会的セクターが、課題やニーズに対する共感の度合いで、近づいたり遠ざかったりしている様をさす。

■部分は、ボランティア・NPOセンターが、課題・ニーズをもとに各セクターと関わりながらコーディネートする様をさす。

4. センターの対象

- ・ ボランティア・NPOを中心とした市民等の、営利を目的としない自発的で公益的な活動全般

センターにおいては、その目的がボランティア・NPOの活動しやすい環境づくりであることから、ボランティア・NPOを中心として、市民等の営利を目的としない自発的で公益的な活動全般を対象とします。

たとえ一個人であっても、他人のために行う自発的なボランティア活動は、その個人の“想い”から始まって、それが大きなうねりとなり、社会の仕組みの見直しなどにつながることも考えられます。さらには、身近な一人のために自発的に行う見返りを期待しないボランティア活動も、自分のためだけではない、世間を開かれた公益的活動といえるものです。

また、企業においても「寄附」「物品等の寄贈」「従業員のボランティア休暇」などを通じて、社会に対する公益活動や地域に密着した活動などの社会貢献活動を行っているところもあります。

このような市民、ボランティア・NPO、地域コミュニティ、企業、大学、行政などの社会を構成する各セクターが、課題やニーズによりつながったり、関わったりする行為そのものが、新たな“公”であり、それによって市民社会が多様で豊かになっていくと考えられます。

ただし、ボランティアは個人、NPOは組織という違いを認識し、その支援策は区別して考えていきます。

なお、ボランティア・NPOセンター（仮称）は、このような活動を対象としていますので、社会福祉協議会等の既存組織とは十分な連携を図り、相乗効果を生み出せるよう役割分担を検討していきます。

5. 福岡らしさ

・国や世代を超えた交流と連帯の視点

福岡に開設されるセンターですから“福岡らしさ”も追求したいと考えます。

福岡は地理的にアジアに近いまちです。そして大学が集積していることから、京都に次いで学生の割合が高いまちでもあります。また、これから高齢社会を迎えるにあたり、今後は年輩者との連携の視点が重要になってきます。

まずアジアに関しては、センターがアジアのNPO等の情報集積を行い、成功例や失敗例などをまとめたり、同時に教えてもらうことで、NPOを切り口としたアジアとの新たな交流も考えられます。

次に大学については、専門性をもった教員が関わっていただくことも大事と考えます。また、それ以上に学生がボランティア・NPOなどの活動に接する機会があれば、そこに行くことによって経験や人間が広がることが考えられます。将来の人材を発掘・育成する場としてセンターが、学生を温かく見守ればいろんな力に育っていくものと思われれます。

さらに年輩者については、豊富な知識や経験の中から、いわゆる“おばあちゃんの知恵袋”とでもいべき能力をもった方や、企業などを退職されても社会の中のネットワークをもつ方々を掘り起こすことも人的資源を活かすこととなり、地域社会の基盤づくりには重要になると思います。

そして“らしさ”が生まれるような環境は、ある一定のルールの中で、可能な限り柔軟に自由に利用し、そして多くの人が集まり交流し、連帯することから生まれます。

博多の気質の特徴は、開けっぴろげでとことん付き合う、人が良いところ^{ぬし}です。そんな博多のDNAを受け継ぎながら、主のような存在や既得権益をつくらない環境も大事と考えます。たとえば、居酒屋や屋台のように心を開いて話ができ、その中で周囲と関わったり、つながったりして、自然と“らしさ”ができてくることもあると考えます。

6. センターの運営について

(1) センターの運営主体について

- ・運営については公設民営
- ・運営主体は市民自治実現の趣旨にのっとり、市民の参画により構成します。
- ・運営主体はボランティア・NPOの発展全般について幅広く社会へ提案します。

市民自治の実現を目指すために、市民の多彩な発想と力を活かし、市民が主体となって取り組むことが大切であることから、センターの運営は基本的に「民」で行い、その運営主体は、センターの事業企画・実施から事務局機能まで担うとともに、ボランティア・NPOの発展のために幅広く社会へ提案を行います。

開館時間・開館日については利用者の利便性の向上が図れるように設定し、災害が起きたときには24時間対応を検討します。

また、センターを開設・運営していく際に「基本計画を策定した」というだけでは十分といえず、それがどのようにセンターに反映され、その後の運営にどう活かされているか検証し、将来的なセンター運営の自立へ向けたプロセスを考えていくための評価の視点を考慮していきます。

(2) センターの機能及び事業について

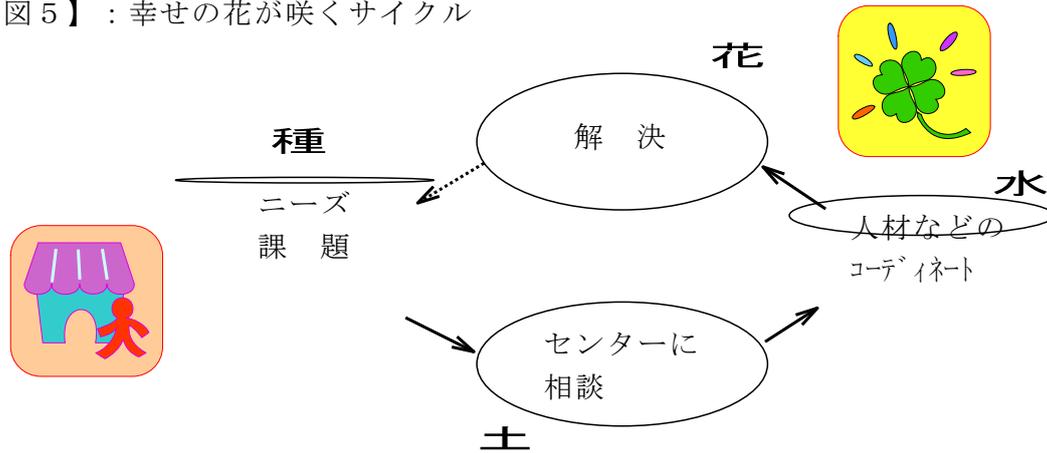
- 市民活動支援機能
 - ・場の提供機能
 - ・情報収集及び提供機能
 - ・研修・講座等の育成機能
 - ・調査・研究機能
 - ・ネットワーク機能
 - ・交流を図るサロン機能
 - ・災害時におけるボランティアの拠点機能
 - ・コーディネート機能

センターの機能は市民の活動支援が第一と考えます。

市民活動支援を行っていくためには、センターに来てもらわなければなりませんし、市民を呼び込むことが大切です。そのためには“意欲”がいつも動くことが大事ですし、センターに来れば何かわかるし、何かある。また、何かできそうと予感させることが必要になります。何かが動いて躍動感を感じるセンターにする必要があります。

そのため、全国各地にあるセンターと同様なハード面(会議室、パソコン、印刷機など)は取り入れた上で、上記機能を中心として、福岡市のセンターでなければできない“福岡らしさ”も考慮した事業を展開します。

【図5】：幸せの花が咲くサイクル



*このサイクルを繰り返すことで、多種多彩な花が咲くこととなります。

(3) センターの事務局スタッフについて

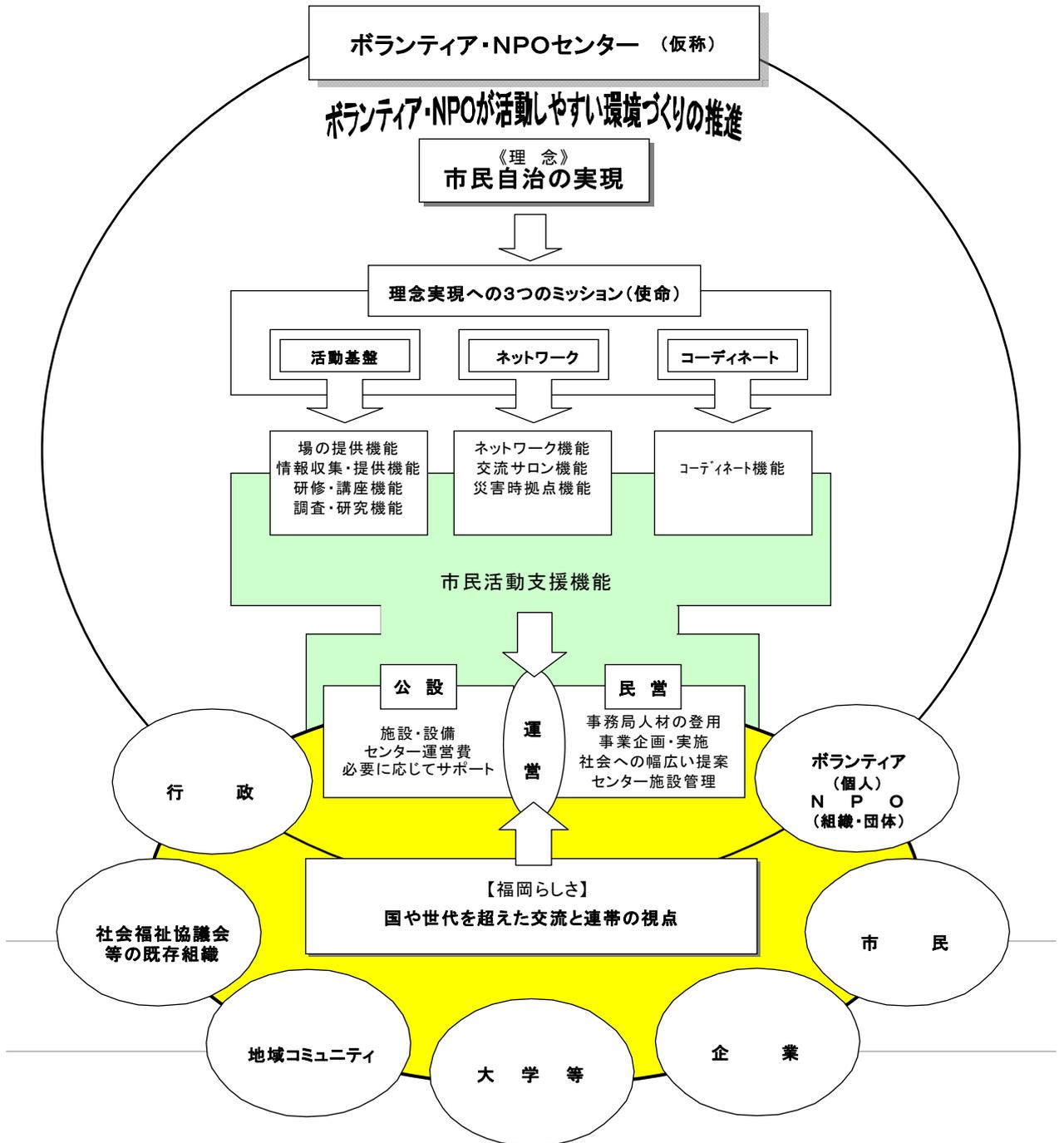
- ・ N P Oの可能性を信じている人
- ・ 細やかで、温かく、そして力強い人
- ・ チャンスを創り、広げてつないでいける人

センターがみんなの活動の中心として発展していくためには、人材が大切です。

ボランティア・N P Oに関心が強く、世界のN P Oと交流、情報交換をコーディネートできる人。また、“眠れる市民”にきっかけを与えられる人材。

このような人材を求めて、福岡市だけでなく全国から公募することも検討します。

7. ボランティア・NPOセンター(仮称)のイメージ



市民公益活動の推進に係る施策基本方針（抜粋）

第4. 具体的な施策及び実施目標

1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み

(1) ライフサイクルを通じた公益力の育成

① 若年期におけるNPO・ボランティアへの体験活動の機会の創出

市民一人ひとりが、公益活動の担い手として、自らが自発的かつ主体的に活動に参画していく社会を構築していくためには、社会貢献意識の醸成が不可欠であり、とりわけ若年期における体験や教育は重要です。

このため、小・中・高等学校の段階に応じた学習指導要領に基づき、NPO・ボランティア活動を通じNPOの正しい認識を促進するとともに、職場体験学習等による公益的な職業としてのNPOについての理解を促進します。

(施策)

□ 小・中・高等学校を対象としたNPO・ボランティアの体験活動を実施【充実】

② 仕事を通じて身につけた専門的知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築

近年、経済活動の中心を担っている社会人が、仕事を通じて身につけた知識や技術、経験を活用することで社会貢献することができるような仕組み（プロボノ）が求められています。

プロボノはNPOにとっても専門家の優れたノウハウや成果物を無償で受け取ることができると同時に専門的なノウハウをその組織内に蓄積することができるため、事業としての導入検討に着手します。

(施策)

□ NPO人材マッチング事業（福岡版プロボノ事業）の可能性調査・検討【新規】

③ ボランティア・インターンシップ事業の継続実施

現在実施しているボランティア・インターンシップ事業については、3年間の取組実績を踏まえ、より一層効果的に事業を実施するため、NPO・ボランティア交流センター（あすみん）の事業として実施します。

実施にあたっては募集対象メニューに地域活動や共働事業などを加えるとともに、海外からの留学生などが参加しやすい環境の整備に努めます。

(施策)

□ 募集対象メニューに地域活動や共働事業などを追加【充実】

2 「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」に向けた取り組み

(1) NPO活動支援基金の活性化

寄付文化の醸成と社会全体で市民公益活動を支えていく機運を高め、市民が社会貢献へ参画する機会を拡充するため、クレジットカード決済等多様な寄付手段の仕組みを構築し基金の充実を図るとともに、広報の強化により寄付の使途や成果を広く明らかにしていきます。

また、社会貢献意識の高い企業との連携の強化を図っていきます。

さらに、長期的な視点によるNPOの組織基盤の強化のため、団体補助や複数年にわたる事業補助を検討するとともに、NPOの自立を支援する視点から補助率・補助上限回数の設定を行います。

(施策)

- ネット寄付やクレジットカード決済等の仕組みを導入【新規】
- NPO支援基金、助成事業に関する広報の強化【充実】
- 社会貢献意識の高い企業との連携強化【充実】
- NPOが利用しやすい補助制度の検討【充実】

(2) NPO法人の認証、認定業務の適切な実施

平成24年4月1日からNPO法人に最も身近な所轄庁として市内NPOの認証・認定業務を行うため、所要の体制整備を行うとともに、円滑かつきめ細やかな支援を行います。

また、NPO法人を住民の福祉に寄与する法人として個別に条例で指定するなど、法令で市が独自に定めることができるかとされている項目については、他の政令市等の状況等を調査するとともに、その必要性を整理し、基準について検討を進めていきます。

(施策)

- 改正NPO法に基づく認証・認定業務実施体制の整備及び円滑な施行【新規】
- 条例による個別指定などの必要性や基準について検討【新規】

(3) 情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり

NPOが市民や社会から認知・共感・信頼され、支援の輪が広がり、NPOの財政的・人的基盤の強化と一層の活動の促進を図るため、市のホームページ上において、一覧性をもって、検索し比較することができ、併せて関係情報も確認できるような、NPOの情報開示・発信基盤の整備を行います。

NPO法人の認証・認定にかかる情報データベースについては、現在、内閣府が特定非営利活動促進法の一部改正に併せNPO法人に関する情報提供システム等の構築作業を行っているところから、当面、福岡県、北九州市、本市の三者による認証・認定データベースの共同運用を柱としながら、将来的には市民にとってより利便性の高いNPO統合情報システムとなるよう検討、開発を行っていきます。

また、地域とNPOをつなげるため公民館等、既存の公共施設を更に活用していきます。

(施策)

- NPO法改正に伴うホームページ、データベースの整備【新規】
- 公民館、市民センター等公共施設を活用した情報発信【充実】

(4) NPO・ボランティア交流センターの機能の強化

NPO・ボランティア交流センターについては、市民公益活動の核となる交流拠点としてさらに充実した支援を行っていくため、現行の機能に加え、団体の運営能力の強化にかかる支援や、地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション機能を強化していくとともに、小中高生に対する啓発機会の拡充、若者の公益活動への参加の拡大を強化します。

また、平成25年度末に第2期の指定管理期間が終了するため、平成24年度にセンターの今後の在り方についての検討を行います。

NPO・ボランティア交流センターの施設については、入居している青年センターが平成27年度末までに廃止されることとなったため、移転先として予定している中央児童会館等建て替え施設での施設整備とあわせ、機能の充実について検討を開始します。

(施策)

- 地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション事業【充実】
- 小中高生の啓発事業、若者の公益活動への参加拡大【充実】
- 第2期指定管理期間終了に伴う、あすみの今後の在り方検討【新規】
- NPO・ボランティア交流センターの移転に伴う施設整備等の検討【新規】

3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み

(1) 共働への理解の促進

NPOや市職員、双方が共働への理解を深め、誰もが共働に取り組めるように、共働の定義や意義、手続き、手法等をまとめた手引を整備します。

(施策)

- 共働推進の手引きの策定【新規】
- 職員研修の充実【充実】

(2) 新たな共働事業提案制度の実施

行政単独で実施するよりも最適な主体同士が結びつき共働することにより、より効果的な課題の解決が見込める場合においては、双方の特性を活かし共働で実施することが望ましいと考えます。

今後、共働の理念を普遍的なものとして行政内部に一層浸透し、根付かせるため、以下の見直しを行います。

※別紙1「新しい共働事業提案制度について」 参照

(施策)

- 課題の掘り起こしを行う仕組みの構築【新規】
- 市単独で実施している既存事業の共働化への再構築【新規】
- 企業、大学、地域など最適な主体との共働を進める仕組みの構築【新規】

○福岡市NPO・ボランティア交流センター条例

平成14年 9月26日

条例第45号

改正 平成17年 3月31日 条例第6号

(設置)

第1条 NPOやボランティアなどによる市民公益活動に関する情報及び交流の場を提供することにより、市民の自主的かつ自発的な活動の促進を図り、もって市民主体のまちづくりの実現に寄与するため、福岡市NPO・ボランティア交流センター（以下「センター」という。）を福岡市中央区大名二丁目に設置する。

(平成17条例6・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例において「市民公益活動」とは、福岡市市民公益活動推進条例（平成17年福岡市条例第62号）第2条第1号に規定する市民公益活動をいう。

(平成17条例6・追加)

(事業)

第2条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供
- (2) 市民公益活動に関する調査及び研究
- (3) 市民公益活動に関する研修及び講座の実施
- (4) 市民公益活動に関する相談
- (5) 市民公益活動の促進のためのセンターの施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的の達成に必要なこと。

(平成17条例6・一部改正)

(施設)

第3条 センターに、交流スペースその他の施設を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの施設の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) センターの管理上の指示又は指導に従わない者
- (2) センターの管理上支障があると認められる者

(利用者の管理義務)

第6条 利用者は、利用期間中その利用に係るセンターの施設、附属設備等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償等)

第7条 利用者がその責めに帰すべき事由により、センターの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第5条に規定する利用の制限に関する業務
- (3) センターの施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平成17条例6・全改)

(指定管理者の指定)

第9条 市長は、センターの管理を指定管理者に行わせようとするときは、規

則で定めるところにより，指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし，センターの管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は，この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請しなければならない。

3 市長は，前項の規定による申請があったときは，次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

(2) センターの効用を十分に発揮させるとともに，その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) センターの管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める基準

(平成17条例6・追加)

(指定等の告示)

第10条 市長は，指定管理者の指定をしたときは，速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも，また同様とする。

(平成17条例6・追加)

(指定の取消し等)

第11条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは，次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し，これに応じず，又は虚偽の報告をし，若しくは調査を妨げたとき。

(2) 第9条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき認めるとき。

- (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(平成17条例6・追加)

(管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正にセンターの管理を行わなければならない。

(平成17条例6・追加)

(指定管理者の原状回復義務等)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなったセンターの施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、センターの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平成17条例6・追加)

(指定管理者に関する読替え)

第14条 第8条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平成17条例6・追加)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成17条例6・旧第9条線下)

附 則

この条例は、平成14年10月6日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定及び第2条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡市NPO・ボランティア交流センター条例第8条の規定に基づき管理を委託しているセンターの当該管理については、平成18年9月1日(その日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきセンターの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

「福岡市市民公益活動推進審議会」委員名簿

(任期：平成24年8月1日～平成26年7月31日)

氏 名	所 属 等	分 野
森 田 昌 嗣	九州大学大学院 芸術工学研究院	学識経験者
野 口 幸 弘	西南学院大学 人間科学部	学識経験者
大 谷 順 子	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡	NPO・ボランティア関係者
大 庭 宗 一	特定非営利活動法人 博多の風	NPO・ボランティア関係者
原 田 陽 次	福岡市自治協議会等7区会長会	地域関係者
高 根 茂	パナソニックシステムネットワークス 株式会社	企業関係者
空 直 美	株式会社 プロネット	企業関係者
大 西 浩 明	福岡市教育委員会 (理事)	行 政
緒 方 隆 哉	福岡市7区区長会 (南区長)	行 政
四 宮 祐 司	福岡市市民局 (市民局長)	行 政

福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進条例第19条の規定に基づき、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動実践者
- (3) 地域関係者
- (4) NPO・ボランティア関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 市職員

(会 長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部 会)

第4条 審議会は、特定の事項を調査審議する必要があると認められるときは、審議会の委員の一部をもって、部会を置くことができる。

- 2 特に必要があると認めるときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、審議結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、開催の10分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退 場)

第5条 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

様式

年 月 日
福岡市市民公益活動推進審議会

整理番号票

No. _____

傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、
係員の求めに応じて提示してください。